

滋賀県災害派遣福祉チーム設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模災害発生直後から生じる福祉的課題にいち早く介入することにより、状態の重度化・災害関連死など二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう必要な支援を行うため、福祉専門職等で編成される滋賀県災害派遣福祉チーム（DWAT：Disaster Welfare Assistance Team）（以下「しがDWAT」という。）の設置および運営に関し必要な事項を定める。

(事前協定等)

第2条 滋賀県（以下「県」という。）は、社会福祉に関する事業を行う施設・事業所等（以下「施設等」という。）が加入する団体または職能団体（当該団体が法人格を有しないものにあつては、当該団体の代表者をいう。以下同じ。）に対してしがDWATへの協力を依頼し、依頼に応じる団体との間に、滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（様式第1号）を締結する。

2 県は、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）との間に、滋賀県災害派遣福祉チームの派遣調整に関する協定を締結する。

(チームの編成等)

第3条 しがDWATは、別表に掲げる者のうち、県と協定を締結した団体（以下「協定締結団体」という。）の長から、しがDWAT推薦者名簿（様式第2号）により推薦を受けた者により構成する。

2 前項に定める推薦を受ける場合には、被推薦者が属する施設等は、しがDWATチーム員登録届出書（様式第3号）を、協定締結団体を通じて県社協に提出する。ただし、施設等に属さない職能団体所属者については、この限りではない。

3 県社協は、しがDWATの活動に必要な知識の習得を図るための研修を実施するとともに、前項の推薦があつた者のうち、当該研修を修了したものを、しがDWAT登録員名簿（様式第4号）に登録する。

4 しがDWATは、1チーム当たり5～6名程度でしがDWATチーム（以下「チーム」という。）を構成し、各チームにチームを統括するリーダーを置く。

5 チームの活動期間は、災害発生後、概ね4日～1カ月程度を活動期間とし、チーム1回当たりの派遣期間は、移動日を含めて5日程度を基本とする。ただし、必要に応じて期間を調整することができるものとする。

6 しがDWAT登録員への連絡体制その他チームの編成等に必要な事項は別に定める。

(チーム員登録証の交付等)

第4条 県社協は、前条の名簿登録を行ったのち、チーム員登録者へ「滋賀県災害派遣福祉チーム員登録証」(様式第5号)の交付および「しが DWAT ユニフォーム(ビブス)」を貸与するとともに、前条第1項による推薦手続きを行った協定締結団体および施設等へチーム員登録された旨を通知するものとする。

(チーム員登録の更新等の手続き)

第5条 県社協は、年度ごとにチーム員名簿の更新を行うこととし、しが DWAT チーム員登録(更新/変更)承諾書(様式第6号)によりチーム員の属する施設等からの承諾を求めることとする。

2 チーム員の所属施設等に変更があった場合においても前項と同様の手続きを行うこととする。ただし、次による場合については各号の定めるところによるものとする。

(1) 協定締結団体に加入していない施設等に所属することになった場合は、新たな施設等から、しが DWAT 協力申出書(様式第7号)を県社協に提出することで、チーム員登録を継続する。(この場合、県社協が協定締結団体の機能を担うこととする。)

(2) 退職等により施設等への所属がなく、かつ、職能団体に属さない者は、チーム員登録を解除することとする。

3 チーム員が登録を辞退するときは、辞退する理由等を記載の上、県社協に申し出ること。あわせて、「滋賀県災害派遣福祉チーム員登録証」および「しが DWAT ユニフォーム(ビブス)」を返却すること。

(ネットワーク本部)

第6条 県は、県内にしが DWAT 派遣基準に該当する災害が発生した場合、県社協と協力して、災害福祉支援ネットワーク本部(以下「ネットワーク本部」という。)を危機管理センター内に設置する。

2 ネットワーク本部の本部長は健康医療福祉部次長とする。

3 ネットワーク本部は次の各号に掲げる業務を行う。

- ① チーム派遣要否の検討
- ② チームの派遣決定
- ③ 活動計画の策定
- ④ チームの活動支援
- ⑤ チームの派遣終了の決定
- ⑥ 活動終了後の振り返り

4 ネットワーク本部は、チーム派遣の可能性がある場合には、しが DWAT 登録員

に待機を指示することができる。

(派遣基準)

第7条 チームの派遣基準は、次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 県内で災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される程度の災害が発生した場合であって、被災状況を鑑みて知事がDWATを派遣する必要があると認めるとき
- (2) その他特に必要であると知事が認めるとき

(チーム派遣)

第8条 ネットワーク本部は、前条の派遣基準によりチームを派遣する必要があると認められたときは、派遣内容を検討の上、協定締結団体の長に対し、しがDWATチーム員派遣依頼書（様式第8号）により派遣可能なしがDWAT登録員の報告を依頼する。

- 2 前項の依頼を受けた協定締結団体の長は、速やかに派遣可能なしがDWAT登録員とそれぞれの派遣可能期間等をしがDWATチーム員派遣承諾書（様式第9号）により、ネットワーク本部に報告する。
- 3 ネットワーク本部は、前項の報告に基づき、派遣計画を決定し、チーム員、協定締結団体等関係機関に通知する。
- 4 第1項から前項までの依頼、報告、通知については文書により行うものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による依頼、報告、通知も可とし、後日文書の提出を行うものとする。

(チームの活動)

第9条 チームは、派遣先である一般避難所および福祉避難所において、災害時要配慮者に対し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 福祉避難所等への誘導
一般避難所において必要な支援を行うことが困難な被災者がいる場合は、被災者本人や関係者と協議し、福祉避難所等への誘導を行う。
- (2) アセスメントの実施
要配慮者に適切な支援を行うため、その家族構成や要介護度、病歴その他の日常生活上の留意事項等に関するアセスメントを実施する。
- (3) 日常生活上の支援
避難生活に伴う生活機能の低下等の二次被害を防止するため、食事、トイレ、入浴の介助等の日常生活上の支援を行う。また、生活不活化病予防のための体操や散歩、子ども等への支援など要配慮者の状況を踏まえた幅広い

支援を行う。

(4) 相談支援

避難所内に相談スペースを設置する等により、相談支援を行う。

(5) 避難所内の環境整備

生活スペースや車いす通路の確保、段差の解消、トイレ環境の改善、キッズスペースや授乳スペースの設置等、環境整備を行う。

(6) 関係機関・他職種チーム・被災地社会福祉施設等との連携

解決困難な福祉ニーズがある場合には、各関係機関と連携して課題解決を図る。

(7) その他、ネットワーク本部またはリーダーが必要と認める活動

2 チームは、被災市町災害対策本部や避難所の管理者から活動内容の承認を得るなど、当該市町等と十分に連携を図るとともに、避難所における情報共有のための会議への参加、地域の社会福祉施設等との連携等、関係者との連携を図り、活動を行う。

3 リーダーは、各日のしが DWAT の活動状況等について記録するとともに、しが DWAT 活動記録報告書（様式第 10 号）により、ネットワーク本部に報告する。

(チーム派遣中の支援)

第 10 条 ネットワーク本部は、チームの活動期間中、チームに対し必要な指揮命令を行うとともに、県災害対策本部等との調整その他の後方支援を行う。

(チーム派遣の終了)

第 11 条 ネットワーク本部は、派遣したチームからの報告や地域の社会資源の復旧の状況、関係団体の活動状況等を勘案し、被災市町および避難所の管理者等と協議の上、チームの派遣終了を決定する。

2 ネットワーク本部は、チームの活動終了後、派遣されたチーム員を招集し、活動の振り返りを行うとともに、そこでの成果や課題を他のチーム登録員等の間で共有する。

(費用負担等)

第 12 条 県は、災害救助費の支弁対象となるチームの派遣に係る費用について、災害救助法に定めるところによりこれを負担する。

2 県は、チームの派遣活動に伴う事故等に対応するため、チームの構成員を対象とする傷害保険に加入する。

(研修および訓練等)

第 13 条 県および県社協は、しが DWAT 登録員、協定締結団体に所属する施設の長および職員に対し、しが DWAT の活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修および訓練等を実施する。

2 第 3 条第 1 項により推薦された者および同条第 3 項の名簿に登録されている者は、県が指定する研修および訓練等への参加に努める。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については、別に定める。

(附則)

この要綱は、令和 2 年 1 月 2 9 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

資格・職種	社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員・保育士・精神保健福祉士・管理栄養士・その他、支援に必要な資格・職種
-------	---